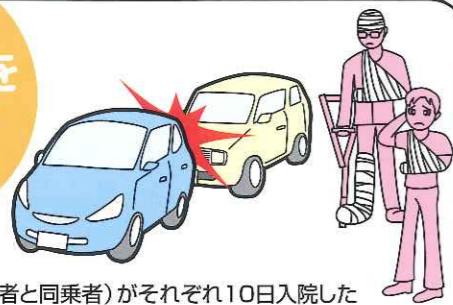


“こんな時 こんなお支払い”をします

追突事故を 起こして



- 相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した
- 相手の車両に20,000円以上の損害があった
(相手)4,500円×10日×2名=90,000円
(対物)30,000円
30,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い

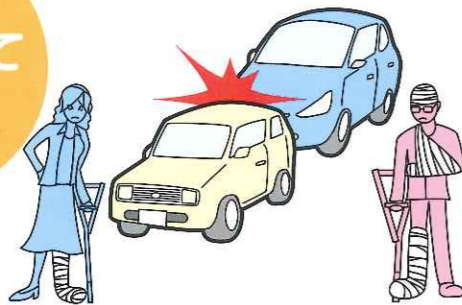
出会い頭の 事故を起こして



- 相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した
- 相手の車両に20,000円以上の損害があった
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い
(相手)2,250円×30日=67,500円
(対物)30,000円
計75,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い

自分が 追突されて

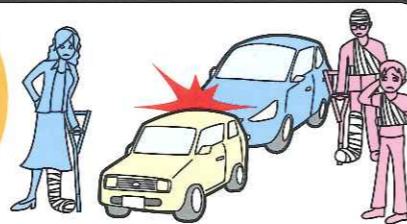
全く契約者に
過失が無い場合



- 自分が20日通院、相手1名(運転者)が死亡した
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い
(相手)お支払い出来ません
45,000円を契約者にお支払い

自分が 追突されて

多少なりとも
契約者に
過失ありの場合



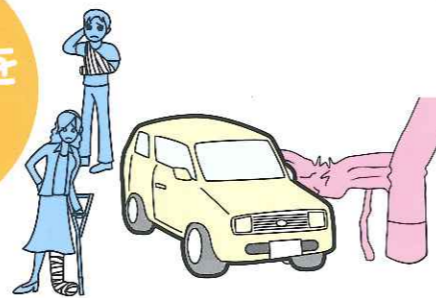
- 自分が20日通院、相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ30日通院した
- 相手の車両に20,000円以上の損害があった
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い
(相手)2,250円×30日×2名=135,000円
(対物)30,000円
計75,000円+135,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い

歩行者を 跳ねて 死亡事故を 起こした



- 相手が死亡した
死亡事故共済金として、3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い

自損事故を 起こして



- 自分と同乗者がそれぞれ10日入院した
- 電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった
(自分)4,500円×10日×2名=90,000円 定額払い
(対物)30,000円
計120,000円を契約者にお支払い

●お問い合わせ・お申し込みは

香川県火災共済協同組合

〒760-0066 高松市福岡町2丁目2番-2-501号(香川県産業会館5階)

TEL 087(851)3208 FAX 087(851)6287

お取り扱い代理所

(07.10)

自動車事故費用共済

まごころ共済

ドライバーに「安心」のお知らせ

POINT.1

自動車保険の不足を補ってん

自動車保険ではお見舞い費用などの自己負担を補償できません。県共済なら今までの保険ではカバーできない部分を補償できます。

POINT.2

共済金は契約者の経済的負担を軽減します

共済契約者側に係る共済金請求が発生した時は、共済金額を満額支払います。相手側に係る共済金請求が発生した時は、契約者が負担した実損を共済金額の範囲内で補償します。

POINT.3

急なお見舞費用に対して臨時費用共済金でサポート

死亡時、入院時の急なお見舞費用に県共済がバックアップ。

POINT.4

月々わずかな掛金で補償

年齢、地域などに関係なく、普通車なら1,000円
軽自動車なら550円です。



香川県火災共済協同組合

万全
ですか?

自動車事故の補償費用!

共済金のお支払いは
すべて契約者に!!



もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか?
もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…
人身事故で加害者となった場合、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。
相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のとき
あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

補償内容

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合 (契約者側にも過失のある場合)
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき (1事故につき)	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円 までの実費を支給 死亡臨時費用共済金(一時金として支給) 30万円
後遺障害共済金 (障害級別による)	12 ~ 300万円	12 ~ 300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記日額に、入通院日数を乗じた額を限度として実費を支給 入通院臨時費用共済金(一時金として支給) (3日以上通院または入院で、1事故につき) 3万円
対物共済金 (1事故につき)	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき(1共済期間内に1回)

この制度の特色

- どなたでもご加入いただけます。
- 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 安い掛金で1事故最高300万円までお支払いします。
- 事業者の場合は、共済掛金はすべて損金処理できます。
- 共済金は、一度雑収入に計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。
- 共済金は、共済契約者に支払われますので、下記のような諸出費を補うことができます。
 - 香典・供花料 ● 葬儀関係諸支出 ● 示談費用または弁護士費用
 - 療養雑費 ● 共済契約者の喪失利益 ● 諸雑費

お申し込み手続きは簡単です

- ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出下さい。
- 掛金と出資金(一口100円)を申込書にそえてご提出下さい。

車種別共済掛金

車種	自動車登録番号標 (ナンバープレート)	月払共済掛金(円)	年払共済掛金(円)
1 自家用乗用自動車	33、34、300、330 55~58、500、530	1,000	10,000
2 自家用軽乗用自動車	50、580	550	5,500
3 自家用普通貨物自動車(2t 超)	11、44、45、100、130	1,750	17,500
4 自家用普通貨物自動車(2t 以下)	800、830	1,450	14,500
5 自家用小型貨物自動車	44、45、400、430、830	1,000	10,000
6 自家用軽貨物自動車	40、41、480	550	5,500

(注) 1. 主契約と特約をセットした商品です。(対物担保特約掛金を含みます。月払100円・年払1,000円)
2. 事業用登録自動車(緑ナンバー、黒ナンバー)は、お引受できません。

自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

■共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金(月払いの場合は、初回共済掛金)を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

■運転者の範囲は

個人でご契約の場合

- 共済契約者
- 共済契約者の同居の親族
- 上記以外の届出運転者(2名まで)

個人事業所(屋号記載)契約の場合

- 共済契約者
- 共済契約者の同居の親族
- 共済契約者が雇用する者
- 上記以外の届出運転者(2名まで)

法人でご契約の場合

- 共済契約者(理事、取締役など)
- 共済契約者が雇用する者
- 上記以外の届出運転者(2名まで)

■出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、100円の出資金をお預かりいたします。

■お支払いできない主な場合

- 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- 無免許で被共済自動車を運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。

3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。

- 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
- 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
- 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

■対物担保特約の場合

- 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- 共済契約者が、無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

個人情報取扱について

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。